

令和6年4月30日

市政記者クラブ様

財政局財政部財産管理課 松原

(TEL : 972-2315)

土壌汚染の報告について

当局所管普通財産（北区金城四丁目）において土壌調査を行ったところ、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）に基づき定める基準を超える物質が検出されました。

環境保全条例第57条の2に基づき、令和6年4月30日に環境局に報告しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 検出場所

北区金城四丁目212番、213番（詳細な位置については裏面参照）

2 汚染の状況

項目	汚染物質	基準を 超えた濃度	基準に 対する倍率	基準	基準超数 ／調査数
土壌溶出量 調査	ふっ素及び その化合物	0.88mg/L	1.1倍	0.8mg/L 以下	1/4

3 今後の対応

当面の措置や今後の対応について、環境局と十分に協議を行い実施していきます。

4 対象地



<参考> 基準を超過した物質の毒性について

- ・ ふっ素及びその化合物

急性毒性：NaF を 6 mg/日以上摂取し続けていると、ふっ素症となり、体重減少、悪心、嘔吐、便秘等をきたす。SiF₄では、胃軟化症、神経痛等を起こす。

一般成人が一度に 100 mg 以上摂取すると、腹部の激痛、嘔吐、悪心を起こし、2,500 mg 以上の摂取で中毒死する。

慢性毒性：ふっ化物で中毒したラットの場合、腎臓における脂肪酸酸化酵素活性が著しく減少し、また、肝臓中の窒素及び脂肪含量が減少することが見出されている。また、ふっ素中毒では、炭水化物の代謝障害も見られている。

飲料水等からふっ素を長期間過量に摂取した場合、飲料水のふっ素濃度 2 ppm 以上で斑状歯を生じ、8 ppm 以上で骨硬化症となる。

発がん性：ふっ素には動物実験で発がん性を示すデータがない。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」